

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

I 法改正について

1 国における検討状況

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）については、2019 年 2 月から 2020 年 6 月にかけて、国の障害者政策委員会において、障害者差別解消法の施行後 3 年の見直しに向けた意見がまとめられ、これを受けて、2021 年 3 月 9 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。その後、衆議院及び参議院での審議を終え、2021 年 5 月 28 日参議院本会議において全会一致で可決、成立（令和 3 年法律第 56 号）、2021 年 6 月 4 日公布された。

2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の概要

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供義務化
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
 - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
 - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

3 施行期日

公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日。

4 基本方針の改定

令和 4 年 4 月から 10 月にかけて、障害者政策委員会において審議され、令和 4 年 11 月 14 日に開催された第 73 回会議において、委員会案が取りまとめられた。
今後、パブリックコメントを経て、年度内に閣議決定される予定。

II 条例見直しについて

- ・令和 3 年度は、7 月 28 日にワーキンググループを設置し、条例見直しに係る関係団体等へのヒアリングの進め方、ヒアリング結果を踏まえた条例の見直しの方向性について意見を伺った（3 回開催）。
- ・令和 4 年度も引き続き、ワーキンググループを設置し、国の基本方針改定の動きを注視しながら、条例の見直しを進めていく（令和 4 年 7 月 20 日開催の第 1 回当審議会にて承認）こととし、11 月 24 日にワーキンググループを設置した。
- ・基本方針改定案及び昨年度ワーキンググループの御意見を踏まえ、令和 5 年 2 月 24 日にワーキンググループを開催し、条例の見直しについて意見を伺う予定。

	11 月	12 月	2023 年 1 月	2 月	3 月
○国のスケジュール	第 73 回障害者政策委員会(14 日) 基本方針改定案とりまとめ	パブリックコメント（12/15～1/13）等を経て閣議決定（年度内）			
○県のスケジュール					
・案の作成及び検討					
・審議会		●第 2 回会議（19 日）			●第 3 回会議（3/23）
・ワーキンググループ	設置（24 日）			●ワーキンググループ（2/24）	